

函館市公印規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 7 年 3 月 3 1 日

函館市長 大 泉 潤

函館市規則第 1 1 号

函館市公印規則の一部を改正する規則

函館市公印規則（昭和 3 8 年函館市規則第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号から第 4 号までの規定中「観光部観光企画課長」を「観光部観光総務課長」に改める。

別表第 1 2 の表中

11 の 2	市長印	(3)	12×12	れい書	4	医療費受給者証用	支所市民福祉課長	を
--------------	-----	-----	-------	-----	---	----------	----------	---

11 の 2	市長印	(3)	12×12	れい書	4	医療費受給者証用	支所市民福祉課長	に,
11 の 3	市長印	(3)	12×12	てん書	1	清掃手数料納入通知書用（電子公印用）	環境部清掃事業課長	
11 の 4	市長印	(3)	18×18	てん書	1	老人保護措置費負担金納入通知書用（電子公印用）	保健福祉部高齢福祉課長	

16 の 3	市長印	(3)	24×24	てん書	1	ふるさと納税寄附金に係る寄附金受領証明書用（電子公印用）	経済部経済企画課長	を
--------------	-----	-----	-------	-----	---	------------------------------	-----------	---

16 の 3	市長印	(3)	24×24	てん書	1	ふるさと納税寄附金に係る寄附金受領証明書用（電子公印用）	経済部経済企画課長	
						使用料納入通知書, 使用料納付書送付通		

16 の 4	市長印	(3)	24×24	てん書	1	知書，使用料預金口座振替不能通知書，市営住宅収入認定および家賃決定通知書および市営住宅収入超過者認定通知書用（電子公印用）	都市建設部住宅課長
--------------	-----	-----	-------	-----	---	---	-----------

に，

34	市長印	(7) の 3	21×21	てん・れい書	1	墓地事務用	土木部公園河川管理課長
----	-----	---------------	-------	--------	---	-------	-------------

を

34	市長印	(7) の 3	21×21	てん・れい書	1	墓地事務用	土木部公園河川管理課長
34 の 2	市長印	(7) の 3	21×21	てん・れい書	1	墓地事務用（電子公印用）	土木部公園河川管理課長

に

「34 「34

改め，同表整理番号の欄中 の を の に改め，同表整理番号36の
2」 3」

項中「長期優良住宅の認定に係る通知書，」を削り，同表中

41 の 6	市長職務 代理者印	(12)	12×12	れい書	4	医療費受給者証用	支所市民福祉課長
--------------	--------------	------	-------	-----	---	----------	----------

を

41 の 6	市長職務 代理者印	(12)	12×12	れい書	4	医療費受給者証用	支所市民福祉課長
41 の 7	市長職務 代理者印	(12)	12×12	てん書	1	清掃手数料納入通知書用（電子公印用）	環境部清掃事業課長
41 の 8	市長職務 代理者印	(12)	18×18	てん書	1	老人保護措置費負担金納入通知書用（電子公印用）	保健福祉部高齢福祉課長

に，

61 の 2	会計管理 者事務代 理者印	(15) の 2	径21	れい書	1	公金領収用	会計部会計課長
--------------	---------------------	----------------	-----	-----	---	-------	---------

を

61 の 2	会計管理 者事務代 理者印	(15) の 2	径 21	れい書	1	公金領収用	会計部会 計課長
61 の 3	福祉事務 所長印	(15) の 3	18×18	てん書	1	入所依頼（委託）書, 入所措置決定通知書, 入所措置解除決定通 知書, 入所委託措置 解除決定通知書, 葬 祭依頼書および養護 老人ホーム負担金決 定通知書用（電子公 印用）	福祉事務 所高齢福 祉課長

に,

「61 の を の に, 「61 の を の に, 「61 の を
3」 4」 4」 5」 5」

61 「61 「61 「61 「61 「61 「61 「61 「
の に, の を の に, の を の に, の を の に,
6」 6」 7」 7」 8」 8」 9」

61 「61
の を の に改め, 同表中
9」 10」

63	建築主事 印	(17)	22×22	てん書	1	建築物等の確認, 検 査および構造計算適 合性判定に係る事務 用	都市建設 部建築行 政課長
----	-----------	------	-------	-----	---	---	---------------------

を

63	削除						
----	----	--	--	--	--	--	--

に

改める。

別表第 2 2 の表中

函 館 市 建 築 主 事

「 (17) 「 (17)
を 削 除 に改める。
」 」

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。